

平成26年第2回稲城市教育委員会定例会

1 平成26年2月18日、午後1時30分から稲城市役所6階603会議室において、平成26年第2回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
伊勢川 岩根
城所 正彦
保坂 律子
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
指導室長	千葉 正法
学校教育課長	松本 葉子
教育部副参事	並木 茂男
指導主事	細谷俊太郎
学校給食	
共同調理場所長	伊藤 徹男
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	毛塚 是則

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	斎藤 晃二
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	目崎 絢

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第2号議案
「平成26年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」
- (5) 日程第5 第3号議案
「稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定依頼について」

- (6) 日程第6 第4号議案
「稲城市立 i (あい) プラザ条例の一部を改正する条例の制定依頼について」
- (7) 日程第7 第5号議案
「稲城市立公民館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」
- (8) 日程第8 第6号議案
「稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」
- (9) 日程第9 第7号議案
「稲城市体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」
- (10) 日程第10 第8号議案
「稲城市青少年委員の設置に関する規則を廃止する規則」
- (11) 日程第11 第9号議案
「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」
- (12) 日程第12 第10号議案
「稲城市教育委員会教育長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則」
- (13) 日程第13 第11号議案
「稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」
- (14) 日程第14 第12号議案
「稲城市立学校給食共同調理場処務規程の一部を改正する規則」
- (15) 日程第15 第13号議案
「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則」
- (16) 日程第16 第14号議案
「稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する規則」
- (17) 日程第17 第15号議案
「稲城市社会教育委員に関する規則の一部を改正する規則」
- (18) 日程第18 第16号議案
「稲城市文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」
- (19) 日程第19 第17号議案
「稲城市立 i (あい) プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」
- (20) 日程第20 第18号議案
「稲城市立公民館処務規則の一部を改正する規則」

- (21) 日程第21 第19号議案
「稲城市立図書館処務規則の一部を改正する規則」
- (22) 日程第22 第20号議案
「稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則」
- (23) 日程第23 第21号議案
「稲城市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程」
- (24) 日程第24 第22号議案
「平成26年度稲城市教育委員会の教育目標について」
- (25) 日程第25 第23号議案
「稲城市教育委員会委任条項について（協議）」
- (26) 日程第26 第24号議案
「稲城市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（協議）」

委員長 定刻になりましたので、それでは、ただ今から平成26年第2回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

この大雪の関係で、2月9日に予定されておりました中学生駅伝東京大会が中止になり、また、16日には青梅マラソンが中止になりと、色々なところで支障が来しておりますけれども、改めて、今回の大雪の中で、雪かきをしながら、被災地の方々の大変さを思い知るような心持ちがしました。

また、職員の方々には、除雪作業を相当やっていただくような状況が出て、腰やあちこちに痛みが残っている人も多いのではないかなというふうに思いますが、本当にご苦労様でした。

色々なことがありますけれども、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。

前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、城所委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」について、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

これより議事に入りますが、本日は都合上、日程第4 第2号議案を行った後に、日程第24 第22号議案、次に日程、第5 第3号議案、日程第6 第4号議案、日程第7 第5号議案、日程第8 第6号議案、日程第9 第7号議案を行い、次に、日程第19 第17号議案、日程第17 第15号議案、日程25 第23号議案、日程第26 第24号議案、日程第23 第21号議案を行い、次に、日程第10 第8号議案、日程第11 第9号議案、日程第12 第10号議案、日程第13 第11号議案、日程第14 第12号議案、日程第15 第13号議案、日程第16 第14号議案、日程第18 第16号議案、日程第20 第18号議案、日程第21 第19号議案、日程第22 第20号議案の順番で行うことといたします。

教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 教育行政報告につきましては、各課長より報告申し上げます。

[教育行政報告]

- 学校教育課長
- 1 工事請負契約状況について
 - 2 平成26年1月分不登校による欠席児童・生徒数について
 - 3 平成25年度第2回稲城市学校保健連絡会について
 - 4 就学・入学通知書の発送について
- 指導室長
- 1 担当者事業について
 - 2 連携推進事業について
 - 3 研修事業について
 - 4 教育研究奨励事業について
 - 5 その他について
 - 6 教育センター関係について
- 学校給食
共同調理場所長
- 1 多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
 - 2 第4回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について
 - 3 平成25年第2回稲城市学校保健連絡会について
 - 4 南多摩保健所によるノロウイルス対策事業に係る検査について
- 生涯学習課長
- 1 社会教育活動の振興について
 - 2 青少年委員関係について
 - 3 青少年育成地区委員会関係について
 - 4 芸術文化活動の振興について
 - 5 成人式について
 - 6 文化財の保護と普及について
 - 7 生涯学習推進事業について
 - 8 学校施設コミュニティ開放事業について
 - 9 放課後子ども教室支援事業について
- 体育課長
- 1 学校等開放について
 - 2 市立公園内運動施設管理運営について
 - 3 社会体育施設管理運営について
 - 4 体力づくり運動推進事業について
 - 5 国民体育大会関係について
 - 6 その他について
- 文化センター課長
- 1 会議について

- 2 公民館主催事業の実施状況について
- 3 児童館における事業の実施状況について
- 4 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 5 平成26年1月文化センター課利用統計について

- 図書館長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館の主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 学校・地域との連携について
 - 6 平成26年1月図書館利用統計について

委員長 ありがとうございます。

教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第2号議案「平成26年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」を議題といたします。第2号議案につきましては、人事案件であることから、秘密会といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

（これより第2号議案は秘密会）

秘密会議録は別紙。

（これにて第2号議案の秘密会は終了）

（暫時休憩）

※ 退席した職員と傍聴者が入室する。

委員長 それでは、再開いたします。

これより第2号議案「平成26年度稲城市立公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員 長 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第24 第22号議案「平成26年度稲城市教育委員会の教育目標について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、平成26年度稲城市教育委員会の教育目標を決定する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育部副参事より説明いたします。

委員 長 教育部副参事、お願いいたします。

教育部副参事 平成26年度稲城市教育委員会の教育目標の案につきまして、ご説明を申し上げます。

三つの教育目標及び四つの教育方針につきましては、平成25年度と変更はございません。

稲城市教育委員会教育目標は、平成23年度に小学校、平成24年度に中学校の学習指導要領の改訂に伴う見直しを行い、平成25年度はよりわかりやすい表現に改める若干の文言修正を行ってまいりました。

平成26年度の教育目標案を作成するに当たり、学校教育では家庭や地域社会と連携して子供たちが生き抜く力を育成するという根本原則が明確に示されており、各学校が学校教育目標を立て、教育活動を行うための内容が必要十分であること、また、生涯学習や勉強、文化、スポーツの分野につきましても、各課長に確認をしたところでございます。

また、市としての教育目標は、妥当性や安定性の面から、毎年大きく変わるということも適切ではないと考えます。さらに、平成27年度からの第2次稲城市教育振興基本計画の策定に伴い、次年度は教育目標、教育方針の全面的な見直しを予定してございます。

以上のことから、平成26年度稲城市教育委員会の教育目標を、資料のように提案するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員 長 ありがとうございます。

それでは、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いします。いかがでしょうか。

保坂委員、どうぞ。

保坂委員 今年度は教育目標を変えないということですが、そうしますと、平成27年度、次年度に期待するところですがけれども、次年度、平成27年度については、どの程度の見直しというか、充実を考えてらっしゃるのでしょうか。

委員長 教育部副参事。

教育部副参事 現行の教育振興基本計画につきましては、学習指導要領が改訂される以前に作成されたものでございますので、そちらも踏まえて、また、教育基本法等の改正も踏まえた中での教育基本方針ということですので、全面的に、全部にわたり見直す予定でございます。また、教育委員会全体の目標ということでございますので、全ての分野にわたり、見直しを行う予定であります。

保坂委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これより第22号議案「平成26年度稲城市教育委員会の教育目標について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第22号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 第3号議案「稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等による消費税法等の改正に伴い、稲城市学校施設の使用料を見直すため、稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

委員長 学校教育課長、お願いいたします。

それでは、第3号議案、稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定依頼につきまして、詳細の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成26年4月から消費税率を引き上げる法改正がございましたことを受けまして、稲城市の学校施設の使用料を改定しようという内容でございます。

消費税法の改正につきましては、提案理由の欄に書いてございますように、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が平成24年に成立しておりますが、この法律の施行に向けて、国から通知がございました。平成26年4月から消費税率については5%から8%に引き上げられるところですが、平成25年12月8日の通知において、公の施設の使用料、利用料金等の対応については、消費税率の引き上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改正に係る条例改正等の措置を講じられたいこと等々を内容とするものでございました。これを受けまして、稲城市として、公の施設の使用料など、消費税を適正に転嫁していく必要があるものとして見直しを行うことにしたというものでございます。

改正料金の考え方でございますが、法定料金、証明書の手数料で法律などで基準となるものが決まっているものなどを除きまして、課税取引を対象とし、消費増税によるコスト増の転嫁の必要があるものについて、原則全てを対象としております。また、これはあくまでも消費税増税分の転嫁という考え方でございますので、原則、現行の料金の単価を1.05で割り戻して1.08を乗じた形で計算を行い、1円の位を四捨五入して10円単位の改定とすることで、稲城市では統一しております。

また、この利用料金の改定が市民生活に与える影響なども考慮いたしまして、3カ月間の周知期間を設け、平成26年7月1日からの施行とするという方針で市全体として進めているというものでございます。

この学校施設使用料につきましては、学校施設使用条例の中に規定がございます。お手元の新旧対照表をご覧くださいと思いますが、こちらにございますように、教室、体育館、校庭、クラブハウスについては10円の値上げ、夜間照明については、先程の計算方法により1時間当たり20円の値上げとなるという内容でございます。

また、施行期日につきましては、先程申し上げましたように、7月1日からの施行といたしますが、7月1日以後に施設の利用者が納付する使用料について適用し、同日前に利用者が納付する使用料についてはこれまでどおりの料金とするという経過措置を講じております。

実際のところ、学校施設の使用料につきましては、夜間照明以外は過去5年間に納入の実績はございません。利用団体の多くが地域の団体や教育関連の団体でございますので、実質的な値上げの影響が出るのは、夜間照明の部分に限定的と考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

いかがでしょうか。何かご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

城所委員、どうぞ。

城所委員 今回の課長のご説明で非常に細かくよくわかったんですけども、基本的な考え方として、消費税アップに伴う今回の改正ということなんですけれども、教育委員会以外の、いわゆる稲城市の使用料についても、全て足並みをそろえて行っていくということなんでしょうか。

委員長 学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 教育委員会関係以外の公の施設等につきましても全く同様の考え方で一斉に取り扱いをするということで稲城市では進めております。

この条例改正は3月議会で審議されることとなりますので、今回、制定依頼という形で市長部局のほうに条例改正の原案を提出していきたいということで、本日、提案させていただきました。

委員長 どうぞ、城所委員。

城所委員 先程、夜間照明料以外に考えられないようなお話がありましたけど、使用料以外の改正というのはないということよろしいのでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 考え方といたしましては、使用料、手数料、分担金、負担金、諸収入などの費目について、消費税の転嫁がされていくということになりますので、今回の私どもの場合はたまたま公の施設だったわけですが、それ以外のものについても可能性はあるわけなんですけれども、実際に、コピー料金などのように一般的に料金が据え置かれているものや、ごみの料金など周辺市が料金を据え置いているものは据え置きをするという方針と聞いております。

実際に、私どもと同様に公の施設を持っている、市長部局所管の地域振興プラザ等についても使用料ということで改定をさせていただくということでございます。

城所委員 ありがとうございます。

委員長 ほかはいかがですか。よろしいですか。
それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより第3号議案「稲城市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第3号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第6 第4号議案「稲城市立 i (あい) プラザ条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等による消費税法等の改正に伴い、稲城市立 i (あい) プラザの使用料を見直すため、稲城市立 i (あい) プラザ上条例の一部を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、文化センター課長より説明いたします。

委員長 文化センター課長、お願いいたします。

文化センター課長 それでは、第4号議案、稲城市立 i (あい) プラザ条例の一部を改正する条例の制定依頼につきまして、詳細説明を申し上げます。

第4号議案、議案概要書及び議案関係資料の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

まず、改定の内容につきましては、先程、学校教育課長が説明申し上げましたと同様の経緯及び料金改定の考え方、算定方式によりまして、稲城市立 i (あい) プラザのホール、施設の使用料の額を改定し、あわせて文言を整理いたします。

また、付則におきまして、施行期日を平成26年7月1日とし、経過措置として、平成26年7月1日以後に施設の利用者が納付する使用料について適用する旨を規定いたします。

新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

現行の右側の欄の旧につきましては、市民と市民以外の者とに分けて規定しておりますが、改正案であります左側の新では、使用者の区分を設けず、一つの使用料表を規定しております。

現在、使用料の料金体系は、市民の額を基本として、市民以外の者はホール以外の施設の一部では2倍の額に、ホールにつきましては1.5倍の額となっております。この体系を明確にするため、今回の改正におきまして、備考の5、1枚おめくりいただきました左側のほうをご覧ください。備考の5に、市民以外の者の施設使用料の算定について、文言で規定するものでございます。従いまして、使用料の表の使用区分のないものを規定するものであります。

あわせて、端数の処理方法について規定します。これは従来からの規定でございます、使用時間以外の時間を使用する場合と、参加者から入場料、その他それに類する料金を徴収する場合の使用料算定と同様の端数処理方法で、10円未満を切り捨てるものでございます。この部分につきまして、備考欄の5に規定するものでございます。

説明は以上でございます。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

いかがでしょうか。伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 利用するときの料金ということなんですけれども、市民以外の方にも料金表というのはわかりやすく一覧表みたいになっているのでしょうか。それとも、文言だけでこういうふうになっているのでしょうか。

委員長 文化センター課長、お願いいたします。

文化センター課長 使用料の規定でございますので、こちらの条例の中には基本となる市民を規定いたします。ただ、実際に市民の皆様の目に触れるものとしたしましては、施設の利用案内リーフレットですとかホームページ等につきましては、今までと同様に、市民、それから、市民以外の者という料金表を目に触れるものについてはご用意したいというふうに考えておりますが、こちらは、根拠となる規定ということですので、今のままですと、計算すれば、市民の2倍だとか1.5倍だとかということがわかるんですが、そういった規定がないものですから、そこを整備するというので、今回、市民の料金を載せ、その算定根拠を文言として表現したものでございます。

伊勢川委員 わかりました。ありがとうございました。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。文言での規定というふうになってございます。よろしいですか。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第4号議案「稲城市立i（あい）プラザ条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員 長 挙手全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第7 第5号議案「稲城市立公民館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長 本案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等による消費税法等の改正に伴い、稲城市立公民館の使用料を見直すため、稲城市立公民館条例の一部を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、文化センター課長より説明いたします。

委 員 長 文化センター課長、お願いいたします。

文化センター課長 それでは、第5号議案、稲城市立公民館条例の一部を改正する条例の制定依頼につきまして、詳細の説明を申し上げます。

第5号議案、議案概要書及び議案関係資料の新旧対照表をご覧くださいと存じます。

改正の内容につきましては、先程、学校教育課長が説明申し上げましたのと同様の経緯によって、料金改定の考え方及び算定方法によりまして、稲城市立公民館条例に規定します、各部屋等の使用料の額を改定するものでございます。

また、付則におきまして、施行期日を平成26年7月1日とし、経過措置として、平成26年7月1日以後に納付する使用料について適用する旨を規定いたします。

議案をご覧ください。

対象となります施設について、お示ししております。

まず、別表2、稲城市立中央公民館の部を次のように改めるということで、変更となる施設です。もともと100円の使用料の規定につきましては、端数処理の関係でそのまま、額は変更となっておりません。

それから、別表2、第二公民館の部で、第二会議室、第三会議室及び講座室の項を次のように改めるというものです。前回の平成25年第4回市議会定例会におきまして、改修工事に伴って新しく設置するお部屋につきましても、使用料を規定し、可決いただいたところですが、施行日が平成26年4月1日という

ことで、まだ施行前であること、また、使用料が100円ということで変更がないことから、その部屋については載せておりません。

次の第三公民館についても、変更となる部屋のみを載せております。

次の第四公民館、また、おめくりいただいた城山公民館については、先程の第二、第三公民館のような該当の部屋がなく、既に施行されている部屋についての規定ですので、表を丸ごと載せた形となっております。

では、新旧対照表をご覧ください。

100円の部分については変更はございません。200円の施設が210円、300円の施設が310円、一番高いホールにつきましては1,700円が1,750円となるものでございます。公民館の使用料につきましては、目的外利用の使用の場合のみ、使用料をいただくということになっておりますので、一般の、これまで利用していただいております、社会教育活動をされる方には影響はないものと考えております。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

いかがでしょうか。伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 今、説明があったんですけれども、値段が100円が変わらないものは載せないという形だったんですけれども、中央公民館のほうは、例えば、第一会議室、第二会議室なんかは100円と載っているんですけれども、第二公民館のほうの第一会議室とか小会議室のほうの値段の表は載って、100円が変わってないんですけれども、こちらには何かないみたいですが。統一したほうがよろしいのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

委員長 統一ですね。いかがでしょうか。どうぞ。

文化センター課長 議案のほうには、今、委員さんのご質問にありましたように、中央公民館の載せ方、それから、未施行の部屋のある第二、第三公民館の載せ方が違った形、同じ方法としては載せてございません。

これにつきましては、中央公民館、第四公民館、城山公民館につきましては、既に施行済みの施設ばかりでございまして、それぞれの公民館をひとくくり、部という形で表を丸ごと載せております。ただ、第二公民館、第三公民館につきましては、さきの市議会で条例改正をお認めいただき、まだ、施行が4月1日ということで、未施行のお部屋がある、そういった関係で、こちらのほうには、未施行でありますことと、それから、たまたまその当該施設の使用料が100

円であって、改定の算定をしても端数処理の関係で100円のままで変更がないことから、この改め文のほうには記載しておりません。

統一的な見せ方ではございませんが、こういった議案の書き方の方法の一つということで、説明がわかりにくくなって申しわけないのですが、未施行のもの、また、変わらない金額であるということから、このような載せ方をしております。ただ、議案についてはこのような書き方でございますが、新旧対照表につきましては全施設分を載せて、変わる変わらないについてがわかるような形として記載してございますので、議案の書き方の方法の一つということでご理解いただければと思います。

委員長 どうぞ、伊勢川委員。

伊勢川委員 すみません、なれていないもので。ということは、施行というか、終わっても載せないということですか。理由の一つとして、まだ工事していないから載せてないんだよということですよ。では、工事が終わってももう載せないということですか。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 今回は変わるものを載せているということですので、当然、変更後の当該施設の一覧の中には、新しく、この前お認めいただいた第二公民館の小会議室ですとか、第三公民館の談話室が100円というふうに、ほかの部屋と同様に載せます。ただ、こちらは変更の部分はここですよということですので、第二、第三公民館については、今ある現行の部屋で、かつ変更のある部屋についてを載せるというふうにしました。

伊勢川委員 要するに、混乱を防ぐという形ですかね。わかりました。

委員長 混乱を防ぐと。よろしいですか。ほかの方はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第5号議案「稲城市立公民館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第5号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 第6号議案「稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等による消費税法等の改正に伴い、城山体験学習館の使用料を見直すため、稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、図書館長より説明いたします。

委員長 図書館長、お願いいたします。

図書館長 まず、議案概要説明書と、議案関係資料と別紙の議案書をご覧いただきたいと存じます。

先程、学校教育課長が説明したとおり、考え方等については同様でございますので、それについては略させていただきます。

城山体験学習館につきましては、工房室とレクチャールームと学習室というのがございまして、そのうちの視聴覚室につきまして、消費税率の改正に伴って値上げするものになります。

こちらのほうの新旧対照表をご覧になっていただきたいと思いますが、視聴覚室300円について、310円に10円の値上げを、消費税率の改正に伴った改正を行うことになっております。これにつきましては、やはり先程のとおり、従来の使用料について1.05で割って1.08で掛けたもので計算しまして、ほかの工房室とレクチャールーム等については、150円ということで切り捨ててありますので、値上げに至らなかったという経緯になります。視聴覚室においてだけ該当ということになりました。こちらについて、税率改正に伴う使用料の変更をさせていただきたいと思っております。

説明については以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

よろしいですか。それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第6号議案「稲城市立公園に設置する稲城市立中央図書館城山体験学習館の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第9 第7号議案「稲城市体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等による消費税法等の改正に伴い、稲城市体育施設の使用料を見直すため、稲城市体育施設条例の一部を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、体育課長より説明いたします。

委員 長 体育課長、お願いいたします。

体育課長 それでは、第7号議案、稲城市体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼につきまして、詳細な説明を申し上げます。

第7号議案、議案概要書及び議案関係資料の新旧対照表をご覧ください。概要について、申し上げます。

主につきましては、先程、学校教育課長等がご説明いたしましたとおり、消費税法等の改正によるもので、それに伴う体育施設の使用料の一部を改正するものでございます。内容につきましては、第9条の別表第3の総合体育館の使用料、総合グラウンドの使用料、野球場関係の使用料、テニスコート関係の使用料、多目的広場関係の使用料、プール及びふれんど平尾の使用料でございます。

付則については、文中でございます、施行期日につきましては平成26年7月1日とするものでございます。また、経過措置としまして、7月1日前に当該使用者が納付する使用料につきましては、従前の例となるということでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

左側に新しい使用料、右側が現行の使用料でございます。下線を引いた箇所が今回の改正で変更するところです。

先程説明したとおり、消費税の8%を添加するというもので、全ての額にこの算定方式を当てはめた結果、一応、現行の単価を1.05で割って1.08を掛ける算定方式で、1円単位を四捨五入して算定しております。四捨五入したときの

100円以下の使用料につきましては、端数処理の関係で、改定はございません。総合体育館の個人使用の子供の使用料ですとか、総合グラウンドの大人の使用料はその関係でございます。

以上でございます。

委員 長 ありがとうございました。

以上で提案による詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

いかがでしょうか。伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 ちょっとずれちゃうんですけども、総合体育館のところなんかは駐車場が
ございますよね。あれの料金というのは、全く関係ないというか、今までど
おりでよろしいんですかね。

委員 長 体育課長。

体育課長 担当の所管が都市建設部の緑と公園になりますので、ちょっと詳細はつか
んでないんですけども、変わらないように聞いております。

伊勢川委員 わかりました。ちょっと違うところだったんで、申しわけない。

委員 長 ご質問はいかがですか。よろしいですか。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第7号議案「稲城市体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼
について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第19 第17号議案「稲城市立 i (あい) プラザ条例施行規則の一
部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長 本案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改
革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等による消費税法等の改
正に伴い、稲城市立 i (あい) プラザの付帯設備及び備品の利用料を見直すた
め、稲城市立 i (あい) プラザ条例施行規則の一部を改正する必要があるので、

本案を提出するものです。

詳細につきましては、文化センター課長より説明いたします。

委員長 文化センター課長、お願いいたします。

文化センター課長 では、第17号議案「稲城市立 i（あい）プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案概要書及び議案関係資料の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

本案は、消費税法等の改定に伴い、稲城市立 i（あい）プラザの付帯設備及び備品の利用料を見直すため、稲城市立 i（あい）プラザ条例施行規則の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、先程、学校教育課長が説明申し上げましたとおり、同様の経緯、料金体系の考え方、及び算定方式によりまして、稲城市立 i（あい）プラザの付帯設備及び備品の利用料の額を改定いたします。

また、付則におきまして、施行期日を平成26年7月1日とし、経過措置として、平成26年7月1日以後に施設の利用者が納付する利用料について適用するものと規定いたします。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

ホールの付帯設備ですとか備品について利用料をいただいております。当日精算という形になっておりますので、利用日に使ったもの、数について、この利用料をいただいております。計算方式は先程来の改正のものと同じですので、100円以下のものについては端数処理の関係で金額が変わらない形となっております。失礼いたしました、200円未満は変わらない形となっております。

詳細説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

いかがでしょうか。城所委員、どうぞ。

城所委員 消費税関連の相対的な質問になってしまうんですが、施行期日が7月1日ということで、それについては市民への周知とかという部分での猶予期間を設けるということですが、その期間における周知方法というのは、再度、ちょっと確認しておきたいのですが、どんな形でやるんでしょうか。

委員長 文化センター課長、お願いします。

文化センター課長 広報につきましては、市報ですとか、i（あい）プラザにつきましては、独

自のホームページも持っておりますし、利用者向けにリーフレットも作成しておりますので、お認めいただいた末にはまた新しいものをご用意して、利用者の皆様に周知していくと。また、公民館など市の公共施設につきましては、市報・稲城市のホームページで周知をしていきたいと。また、それぞれの施設ごとに、館内掲示ですとか、案内のリーフレットなどを作成している場合には、それに記載することで事前に周知を図っていきたくと考えています。

城所委員 ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。ご質問ありませんでしょうか。周囲への周知の仕方で行いました。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第17号議案「稲城市立 i (あい) プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 第15号議案「稲城市社会教育委員に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の改正に伴い、稲城市社会教育委員の設置に関する条例を改正したため、稲城市社会教育委員に関する規則の一部を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

委員長 では、生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長 それでは、稲城市社会教育委員に関する規則の一部を改正する規則について、詳細をご説明いたします。

議案概要説明書及び議案書をご覧くださいと思います。

改正内容といたしましては、第3条の社会教育委員の委嘱の基準を、稲城市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例で規定したため、稲城市社会教育委員に関する規則第3条を削除するものでございます。

また、第4条から第8条までを1条ずつ繰り上げるものでございます。

この内容は新旧対照表により示されておりますので、ご覧いただきたいと思
います。

以上が詳細説明となります。

委員 長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいた
します。

いかがでしょうか。特に質問はございませんか。

それでは、質疑がないようですので、以上で質問を終結いたします。

これより第15号議案「稲城市社会教育委員に関する規則の一部を改正する規
則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決いたしました。
暫時休憩といたします。再開は10分後からというふうに考えております。よ
ろしくお願いいたします。

(暫時休憩)

委員 長 それでは、再開いたします。

日程第25 第23号議案「稲城市教育委員会委任条項について（協議）」を議題
といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長 本案につきましては、平成26年4月1日付組織改正及び老人福祉館の廃止に
伴い、市長部局の権限に属する事務を教育委員会に委任する事項の協議があり
ましたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

委員 長 それでは、学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 それでは、第23号議案、稲城市教育委員会委任条項の協議につきまして、詳
細の説明を申し上げます。

地方自治法第180条の2に、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事
務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会等と協議して、普通地方公共団
体の委員会等、もしくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任等

行うことができる旨の規定がございますが、この規定に基づきまして、これまで新旧対照表の旧の部分にある事務が市長部局から教育委員会に委任されてきたところでございます。

今回の平成26年4月1日の組織改正に伴いまして、旧の1から3にございます業務について、業務の集中管理により効率的かつ効果的な組織体制で臨むということが今回の組織改正の基本的な考え方の一つでございます。具体的に申しますと、幼稚園の事務、学童クラブの管理運営、それから、児童館の管理運営の事務の委任を廃止して、市長部局の所管部署でとり行うという考えを市長部局では持っているということでございます。

また、4番につきましては、先程の老人福祉館の設置条例の廃止に伴いまして、老人福祉館が廃止となることから、自動的に今年度末をもって事務が消滅するということがございますので、それに伴い、委任を取りやめたいという趣旨の内容でございます。

このような内容を、現在、事務局レベルで打診されているという状況でございます。これを正式に教育委員会のほうに本日お諮りをし、問題がないということであれば、市長部局との協議を調べたいという趣旨の議案でございます。

なお、いずれの委任につきましても、廃止は平成26年4月1日からということでございます。なお、一番最後でございます、旧の5番の学校基本調査などの基幹統計については、引き続き、教育委員会に委任を継続したいという趣旨の協議でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

大分すっきりしましたね。いかがでしょうか。伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 これは例えば、2番目の学童クラブですとか児童館の管理なんていうと、どちらかという小学生の児童の方が対象となるんですけれども、そういう児童の方が行っている学校との連絡というのは、市長部局のほうと担当の方がやってもらって、教育委員会のほうはもうノータッチという形になってしまうわけですかね。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 必要であれば、文化センター課長に補足をお願いしたいと思うのですが、基本的に学童クラブを稲城市でスタートさせた当初は、文化センターの中に学童クラブを置くスタイルでスタートを切っておりまして、むしろ、学校との

繋がりというよりも、文化センターという一つの建物の中に学童クラブもあり児童館もありといった状況の中で、館の管理を行うために、文化センター課という組織を置いて、そこに委任したほうが効率的だろうという、運営面の考え方があったということと認識しております。

その後、文化センターの中にある学童クラブよりも、学校施設や学校敷地内にある学童クラブが多くなってまいりまして、管理運営をとり行っている文化センターの指揮命令下でありつつも、十分、学校との連携を図りながら、現在も運営されているという状況があります。ですので、この管理運営の指揮命令権が市長部局に戻ったといたしましても、そこにいる人たちと学校の関係というのは、基本的には学校の校長先生の管理下にあったわけでもうまく運営ができていたという状況があるわけですので、その点については、当然、しっかりと連携を図るということは引き続き大変重要なことと考えておりますけれども、大きな問題は生じないものと認識しております。

伊勢川委員 ありがとうございました。

委員 長 よろしいですか。ご質問等ございませんでしょうか。
それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより第23号議案「稲城市教育委員会委任条項について（協議）」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員 長 挙手全員であります。よって、第23号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第26 第24号議案「稲城市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（協議）」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長 本案につきましては、平成26年4月1日付組織改正に伴い、稲城市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させるための協議を行う必要があるため、本案を提出するものです。
詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

委員 長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 それでは、第24号議案、稲城市教育委員会の権限に属する事務の補助執行についての協議につきまして、詳細の説明を申し上げます。

まず、地方自治法180条の7におきまして、普通地方公共団体の委員会は、その権限に属する事務の一部を、当該地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員等に補助執行させることができる旨の規定がございますが、それに基づきまして、教育委員会では、議案の1から5に掲げる事務につきましては都市建設部建築保全課長に、また、6の事務につきましては総務部財産管理課長に補助執行させるための協議を行ってまいりたいというものでございます。

まず、1から5につきましては、建築関係の内容となっております。市長部局には技術関係の専門職員が配置されている部署もございますので、そちらで効率的かつ効果的に業務に取り組もうというものでございます。

こちらについて、概要説明に表をお付けしているかと思えますけれども、教育施設全体を3種類に区分けしております。

一番左側にある中央図書館は、現在、PFI事業で行っておりまして、その中で、大規模改修工事と、電気、空調、給排水・衛生設備の更新以外はPFI事業者が行うこととしていることから、この二つの業務についてのみ、市長部局の職員に補助執行させようというものでございます。

真ん中の指定管理者が管理する施設では、グリーンウェルネス財団が管理している体育施設、公園などがございますが、そこがございますように、3番の建物設備の日常的な点検につきましては指定管理者が行うこととしていることから、これを除き、市長部局の職員に補助執行させようというものでございます。

一番右側、その他の教育施設につきましては、1番から5番までの全てについて、市長部局に補助執行をさせていくということになります。

実情はどうなっているのかということでございますが、以前は教育委員会ですら工事を含めた予算を全て持っておりまして、形式上、教育委員会のほうで起工する形をとっておりましたが、その実態といたしましては、専門職員がないということがございまして、施工依頼のような形で都市建設部の所管部署に1件1件依頼していたという状況がございました。これは非常に煩雑なことでございますので、平成23年度からは予算自体を都市建設部に所管換えをしております、現在の形で行っております。

今後、施設の老朽化などがさらに進み、保全計画なども専門部署のほうで策定していく必要があるといったことなども含めまして、実態に合わせ、正式に補助執行するための協議を今回行うということでございます。

委任との違いということでございますが、先程の第23号は市長部局から委任されている内容でしたが、今回は補助執行ということで、原権限は教育委員会に残す形といたします。この考え方は、学校施設等も含めまして、施設の新設や統廃合など、教育施設のあり方や必要性についてはやはり教育委員会が独自に考えるべきと捉えられますので、この件につきましては、補助執行という形

で、委任、いわゆる任せるといふ形にはしない、手伝ってもらおうというような形をとっていきたいという内容でございます。

最後の6項目の文化センターの維持管理についてでございますが、こちらにつきましては、先程申し上げましたように、学童クラブ、児童館、老人福祉館の委任が廃止されることが予定されておりました、文化センター課という課が廃止となる予定でございます。このことにより、文化センターの管理を行う専門部署がなくなるということになりますので、市長部局の財産管理を行う部署で業務を集中管理させることが、より効果的で効率的な業務の推進体制という面ではふさわしいだろうということで、総務部の財産管理課長に補助執行させるということでございます。

いずれも、付則にございますとおり、平成26年4月1日から、組織改正に合わせた形でのスタートと考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

補助執行させるということですが、いかがですか。伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 3番の中央図書館ですか、建物とか設備の点検というのは、これは教育委員会が行うと先程ご説明がありましたよね。PFI事業者のほうはやらないで、教育委員会のほうで全部まとめてやるという形ですか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 私が説明し損ねたのかもしれないのですが、3番の点検につきましては、中央図書館と指定管理者が、それぞれ運営管理事業者と指定管理者として行って、その他の丸印がついているものは全て市長部局に補助執行させる事務ということで考えております。

委員長 一覧表の丸ですね。

伊勢川委員 わかりました。

委員長 いかがですか、ほかの方は。大丈夫ですか。

教育長 今の3番の、ちょっといいですか。

委員 長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

委員 長 暫時休憩を解きます。
学校教育課長。

学校教育課長 今の答弁の補足をさせていただきます。
3番の建物、設備の点検につきましては、中央図書館はPFI事業者のほうで実施いたします。また、指定管理者が管理する施設については、指定管理者が実施いたします。

伊勢川委員 ということは、教育委員会でやるということですね。

学校教育課長 そうということです。市長部局には持っていないということです。

委員 長 いいですか。教育委員会のほうでやるということですね。
質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより第24号議案「稲城市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（協議）」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第24号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第23 第21号議案「稲城市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、平成26年4月1日付組織改正に伴い、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させるため、稲城市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程を定める必要があるため、本案を提出するものです。
詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

委員 長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 第21号議案、稲城市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程につきまして、詳細の説明を申し上げます。

先程可決いただきました、第24号議案の内容につきまして、実際に市長部局と最終的な協議が整った場合に、これを規程の形式で整備してまいりたいということで、本案を提出させていただいております。

本則の第1条につきましては、根拠となる地方自治法の規定に基づいて必要な事項を定めるのがこの訓令の趣旨であるということ、そして、第2条につきましては、実際に補助執行させる事務とさせる職員について、別表に定めているということを規定しております。

別表につきましては、先程の1番から5番までを都市建設部建築保全課長に、また、6項目の文化センターの維持管理を総務部財産管理課長に補助執行させるということでございます。

いずれも施行は、平成26年4月1日からを予定しております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

いかがでしょうか。ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第21号議案「稲城市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 第8号議案「稲城市青少年委員の設置に関する規則を廃止する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成26年4月1日付組織改正により、「青少年の健全育成に関すること」を福祉部に移管することに伴い、稲城市青少年委員の設置に関する規則を廃止する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

委員長 生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長　それでは、稲城市青少年委員の設置に関する規則を廃止する規則について、ご説明いたします。

議案概要説明書及び議案書をご覧くださいと思います。

本規則につきましては、既に提案理由で述べましたとおり、福祉部に移管する事務ということで、本規則は廃止の必要があるということで、ここで議案上程をしたものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長　ありがとうございました。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

城所委員、どうぞ。

城所委員　担当がえに伴っての教育委員会規則の廃止というのは理解できるんですけども、実際にその青少年委員というのは存続しているわけですよね。その後の新たな規則というのは、どのような考えなんでしょうか。

委員長　生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長　移管後は福祉部でこの事務を担当するわけですが、現在、市長部局において、今までございました稲城市青少年委員の設置に関する規則と同様の規則を設定する準備を進めているというふうに聞いております。

委員長　同様の規則ということですね。
どうぞ。

城所委員　それでは、その青少年委員というのは、いわゆるその役割自体というのは、今までと今後も変わらないという考え方でよろしいのでしょうか。

委員長　生涯学習課長、役割について。

生涯学習課長　そのとおりでございます。

城所委員　ありがとうございます。

委員長　同じだということでございます。
伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 青少年委員のことですけれども、では、今まで教育委員会でやってきた内容を、今度は福祉部に持って行って、同じ内容でやるということですか。ずれが出ませんか。

委員 長 生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長 その事務移管に伴いまして、そういった違いが生じないように、今後、事務の引き継ぎをし、福祉部にて同等の青少年委員さんの活動をしていただくというふうを考えております。

委員 長 違いが出ないようにということですね。
ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより第8号議案「稲城市青少年委員の設置に関する規則を廃止する規則」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第11 第9号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、平成26年4月1日付組織改正に伴い、稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

委員 長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 それでは、第9号議案、稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由の詳細説明を申し上げます。

本案につきましては、これまで平成25年第5回定例会及び第6回定例会の後に開催しました全員協議会において委員の皆様にご協賛いただいた内容をもとに、今回、規則の改正という形で整備させていただいたものでございます。これは今回の組織改正の基本的な考えに基づき、市長部局からの委任の廃止や、教育委員会から市長部局への補助執行の内容なども踏まえ、整備しております。

お手元に配付の新旧対照表と概要説明をご覧いただきながら、説明させていただければと存じます。

新旧対照表につきましては、左側が新、右側が旧となっております。

改正内容でございますが、まず、第1条、目的です。こちらは法令や略称規定について、文言の整理を行う改正でございます。

次に、第2条、組織でございますが、こちらは教育委員会に置く課及び係を改め、指導室が指導課になることに伴いまして、室を廃止する規定でございます。

次に、第4条、部長等の職です。これは参事に代え、部に担当部長を置くことができることを規定しております。

第5条、課長等の職です。室の廃止に伴い、室長を廃止するとともに、副参事に代え、課に担当課長を置くことができることを規定いたします。

第6条、係長等の職です。旧参事に代え、係に担当係長を置くことができることを規定します。

第8条、部長等の職責です。参事の職務に代え、担当部長の職務を規定いたします。

第9条、課長等の職責です。室長の職務に関する規定を廃止するとともに、副参事の職務に代え、担当課長の職務を規定します。

第10条、係長等の職責です。副参事の職務に代え、担当係長の職務を規定いたします。

第12条、上司及び所属職員です。上司及び所属職員を規定します。これは別表での規定となっております。別表第5を新設しております。

第13条、統括課長の職の指定でございます。こちらは略称規定を改め、条を1条繰り下げております。

第14条、課長補佐の職の指定です。課長補佐の職の指定に関する規定を改め、先程と同様、条を1条繰り下げております。

第15条、主任の職の指定等です。文言の整理を行い、条を1条繰り下げております。

第16条、技能長の職の指定です。文言の整理を行い、同様に条を1条繰り下げております。

第17条、統括技能長の職の指定です。文言の整理を行い、条を1条繰り下げております。

第18条、協調義務です。課の協調業務に関する規定を、課及び係の協調義務に関する規定に改め、条を1条繰り下げております。

第19条から第21条までは、第12条の新設に伴って、条を1条ずつ繰り下げる改正となっております。

次に、別表第1でございますが、こちらは今回の組織改正が十数年ぶりの大規模な組織改正となることから、部の事務につきまして、若干の見直しを行っ

ております。

これまで生涯学習分野につきましては比較的きめ細かな規定となっていたわけですが、学校教育分野につきましては、それに比べますと若干あっさりとした規定の仕方という内容でございました。この辺のバランスをとりつつ、部の事務分掌を、地方教育行政の教育委員会の職務権限のうち、事務局が行うこととなる事務について、法律に沿った項目に整理し、号の順も法律に合わせ並べかえ、あわせて、文言の整理を行うという内容となっております。

これは旧の第2号、第3号、第10号、第11号を削除し、新の第2号、第3号、第5号から第8号まで、第14号、第17号、第18号を新設したものです。それから、旧の第1号、第5号、第7号、第14号については、文言の整理を行った上、新の一部を第9号、第11号、第19号といたしております。

次に、別表第3でございしますが、こちらにつきましては、第11号から第13号までを削除とし、号をずらしております。

別表第4でございします。ここからは各課、各係の事務の内容です。基本的な表のつくりでございしますが、係単位で水平をとらせていただいているため、若干見にくい部分もあるかと思っておりますので、不明点があれば、ご質問いただければと思います。

主な改正の内容につきましては、主な各係の事務を規定することを中心と考え、文言整理も行いながら、号の並べかえなども併せて行っております。

まず、学校教育課につきましては、改正後は教育総務課と学務課に事務が分かれるということになります。新の教育総務課には、さらに係として教育総務係と学校管理係を設置する内容となります。それぞれ、旧の第3号、第5号、第7号を廃止とし、教育総務係に第8号の内容を新設しております。また、旧の第17号については、学務課への移動となっております。その他、文言整理を行い、号の並べかえを行っております。

学務課につきましては、学務係を置くこととなります。旧の第11号を廃止し、新の第11号、第12号については、学校給食共同調理場から移管される事務となります。第13号につきましては、学校教育課に規定が残っていたところですが、実質上、現在、市立学校給食共同調理場が行っている事務の内容と考えております。第15号は新設となります。その他、文言の整理、並べ替えを行っております。

指導室につきましては、改正により、指導課と組織の名前を改め、これまで教職員係1係だったところを指導係と教職員係の2係体制といたします。旧の第8号と第14号を廃止とし、新の指導係の第8号と第10号が新設となっております。また、教職員係につきましては、旧の第1号から第4号までに加え、新の第5号、第6号、第7号、第8号の業務を新設しております。

次に、生涯学習課でございします。生涯学習課は課の名前は変わりませんが、係名が二つとも変わり、社会教育・公民館係と生涯学習支援係の2係となりま

す。こちらにつきましては、旧の社会教育係の第13号と第14号が廃止となり、新では第10号、第11号を新設し、第12号から第14号までを文化センターから移管された事務として新設しております。その他、文言の整理や号の並べかえを行っています。

また、生涯学習支援係につきましては、新の第8号が新設となり、併せて文言の整理を行っております。その他、文化財の専門委員、新の第5号及び新の第6号、第7号については、社会教育係の第8号、第9号、第12号からの所管替えとなっております。こちらでも文言の整理、並べ替えを併せて行っております。

次に、学校給食共同調理場が学校給食課という名称になるわけですが、これにつきましては、今まで教育機関としてのみの位置付けでしたが、正式に事務局の課としての位置付けも備わるところがございます。2係の新設について処務規則の中に規定しております。

また、図書館につきましても同様に、事務局として図書館課をこちらの処務規則の中に位置付けしております。

次に、別表第5についてですが、これまでは部長、参事という形であったわけですが、今後は部長、担当部長、課長、担当課長、係長、担当係長という形で、それぞれ部下を持つことになります。担当部長、担当課長、担当係長にも直属の部下がいることから、それぞれの所属職員がどの上司の所属職員に当たるのかということの規定したものでございます。

施行期日でございますが、平成26年4月1日からの施行を予定しております。

説明につきましては以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

前回も全員協議会のところで行ったことについての詳しい説明がされましたけれども、文言について説明されましたけれども、何かご質問がございますでしょうか。

保坂委員 「その他社会体育に関すること」というのがありますが、社会体育と体育はどんなところが違うのでしょうか。

委員長 「その他社会体育」とは。

保坂委員 はい。「その他社会体育に関すること」というのがどういう、社会体育と体育というのはどこが違うのか、ちょっとよくわからないのですが。

委員 長 社会体育と体育の違いですね。
体育課長、お願いいたします。

体育課長 社会体育という言葉はあまり世の中には存在していないんですけれども、学校教育の体育の授業というか、その体育と区別するために、たしか国のほうでつくった言葉だと聞いています。体育と、何かスポーツとか、そういうほうに両方がかかっていますけれども、学校の体育と区別するための言葉と思われま

委員 長 どっちがいいですか。よろしいですか。ほかにはよろしいですか。
膨大な内容だったんだけど。社会体育と体育の違い。ほかにはいかがでしょう。大分整理されてきておりますよね。
どうぞ、伊勢川委員。

伊勢川委員 学校給食課のそれぞれの係の中に庶務の規定があるんですけれども、他の課にはないような感じなのですが。

委員 長 学校給食課ですか。

伊勢川委員 はい。

教育 長 だって、係がないじゃん。

委員 長 所長、お願いします。

学校給食
調理場所長

今回、この処務規則に記載させていただいた庶務の関係ですが、他課との調整をとりまして、学校給食課の庶務につきましては第一給食係のほうで統括してやっていくということにさせていただいております。記載させていただいております。第二でも、当然、庶務的なことはやりますけれども、それをここに示すということではなくて、この中に書いてあります、「第二調理場の運営及び管理に関すること」という中で読み取ろうというふうに考えましたので、今回、第二給食係においては庶務という言葉を取っております。

全体の中で、第一給食係のほうで進めていくというふうな考え方を統一させていただきました。それで、今回、このような記載になっております。全く庶務的なことを何もしないということではありませんけれども、ここに記載する内容については、そのように取り組ませていただいたということでございます。

委員 長 ほかにいかがですか。
 どうぞ、城所委員。

城所委員 役職名といったらいいのですか、別表第5の上司のところ、新たに担当部長、担当課長、担当係長という新しい役職が入っているのですが、これについては、いわゆる今までの指導室の参事、副参事、主査がこの役職名になったと理解しているのですが、教育委員会の中でこの役職に当たる部分というのは指導課のみと考えてよろしいのでしょうか。

委員 長 学校教育課長。

学校教育課長 今、4月の段階で人の配置とか、そういうことはまだわからないんですけども、今、組織上、想定しておりますのは、担当部長については指導室のところに教育指導担当部長という形で設置してまいりたいと考えておりまして、また、担当係長については、公民館の社会教育・公民館係の中に担当係長という形で設置を検討しております。

担当課長については、今現在、予定はないわけなんですけど、将来的にまた緊急の必要があって、どうしても力を注がなければいけない事務などが出てきた場合には、そういった職もすぐさま設置ができるようにということで、あらかじめ規定しているというものでございます。

委員 長 ありがとうございました。
 いかがでしょうか。よろしいですか。
 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
 これより第9号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を採決いたします。
 本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決いたしました。
 次に、日程第12 第10号議案「稲城市教育委員会教育長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
 教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、平成26年4月1日付組織改正に伴い、稲城市教育委員会教育長の職務代理者を定める規則の一部を改正する必要があるため、本案を

提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

委員 長 では、学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 それでは、第10号議案、稲城市教育委員会教育長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則につきまして、詳細の説明を申し上げます。

先程可決いただきました事務局処務規則の改正に伴い、平成26年4月1日からは部の庶務担当課長が現在の学校教育課長から教育総務課長の職に変更になることから、稲城市教育委員会教育長の職務代理者の第2順位者の職名を教育総務課長に改めるものでございます。

施行につきましては、平成26年4月1日となっております。

以上でございます。

委員 長 ありがとうございました。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

よろしいですか。それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第10号議案「稲城市教育委員会教育長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 第11号議案「稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、平成26年4月1日付組織改正に伴い、稲城市教育委員会の公印を整備するため、稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

委員 長 学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 それでは、第11号議案、稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則に

つきまして、提案理由の詳細説明を申し上げます。

本案は、先程の組織改正の関連規程を可決いただいたところでございますが、平成26年4月1日からの組織改正により、教育委員会の公印を整備する必要があることから、稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する内容となっております。

改正の具体的な内容でございますが、新旧対照表と概要説明をご覧くださいと存じます。

まず、本則中、全体に共通することといたしまして、部の庶務担当課長である学校教育課長が教育総務課長に変わることから、本則中の「学校教育課長」という規定を全て「教育総務課長」に改めております。

また、第6条のところでございますが、指導室が廃止になることから、公印の新調、改刻及び廃止の申請を行うところの規定から「室長」に該当するところを削っております。

次に、別表第1と別表第2の改正ですが、この改正の趣旨は、部長の共通印と課長の共通印を新たに設けることに伴いまして、教育部長印と各課・室長の印を廃止するものでございます。ただし、遠隔施設に事務所のある学校給食課長と図書館課長の印は、これまで事務局の印を持っていなかったもので、新設してまいりたいと考えております。

あわせて、組織改正に伴い、公印の管守者の改正等を行うものでございます。別表2をご覧くださいと思います。

公印番号の6番と7番、17番は削除としております。そして、新たに6の2、部長印と、7の3、課長印、7の4、学校給食課長印、7の5、図書館課長印が新設となっております。

その他、下線が引いてあるところは、組織改正に伴う職名の変更により、管守者の名称が変わっている部分でございます。

そして、別表第2のほうでございますが、こちらは実際の印面の内容を規定しているものでして、先程と同様に、公印の6と7と17は削除、6の2、7の3、7の4、7の5が新設となっております。

施行は組織改正と同日の平成26年4月1日としてまいりたいと考えております。

以上です。

委員長

公印につきまして、今、説明がありましたように、組織改正によって内容が変わってくるということです。新設されるもの、それから、削除されるものというような内容ですが、ご質問ありますか。特にありませんね。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第11号議案「稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第14 第12号議案「稲城市立学校給食共同調理場処務規程の一部を改正する規則」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、平成26年4月1日付組織改正に伴い、事務分掌の変更をするため、稲城市立学校給食共同調理場処務規程の一部を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、学校給食共同調理場所長より説明いたします。

委員 長 それでは、所長、お願いします。

学校給食
調理場所長

それでは、提案理由の詳細説明をさせていただきます。
議案と議案概要説明書、新旧対照表をご覧ください。主に新旧対照表のほうでご説明したいと考えております。
まず、変更する内容ですが、この規程の題名及び第1条で「規程」というふううたっておりますので、これを他課のものと合わせるということで、「規則」に改めさせていただきたいというふうに考えております。
また、第3条、旧では「給食共同調理場に所長を置く」となっておりますが、これを「給食共同調理場に所長を置き、教育部学校教育課長をもって充てる」というふうに変更させていただいております。
また、第4条では、事務分掌ですが、まず、旧の第1項第1号の「調理場運営委員会に関する事」となっておりますが、これも学務課のほうに事務移管しますので、これを削除させていただきます。
また、旧の第5号、「給食費の徴収及び支払に関する事」ということで、給食費の徴収につきましては同じく学務課のほうに移管されますので、これを削除いたします。ただし、支払いに関する事は、引き続き、学校給食共同調理場が行いますので、この新の第7号のところに、旧の第9号では「購入及び検収に関する事」となっておりますが、これを「購入、検収及び代金支払に関する事」と変更させていただきます。
これらのことと、あとは先程お話がありました、庶務に関する事ですが、旧の第13号、「給食共同調理場及び第一調理場の庶務に関する事」となっておりますのを、「給食共同調理場の庶務に関する事」に変更しております。

また、旧の第14号の「その他学校給食に関する事」を、その庶務の上に持ってきまして、第11号、「その他学校給食に関する事」というふうに変更しております。

これらを整理いたしました結果、第14号までありましたものが第12号までとなっております。

また、第2項の第二給食係の事務分掌につきましてですが、これも第一給食係と同じように、旧の第4号の「購入及び検収に関する事」につきまして、「購入、検収及び代金支払に関する事」というふうに変更しております。

また、旧の第6号の「稲城市立若葉台小学校の給食配膳に関する事」というものがありましたけれども、現在、試行で若葉台小学校の給食配膳につきましては臨時職員を雇用しております、対応させております。今、職員もあわせて手伝っておりますが、まずは試行の中で、今の雇用している臨時職員で十分対応できることから、第2号にあります、「給食配膳員に関する事」で読み取られることもありますので、これを削除しております。

また、旧の第9号の「第二調理場の庶務に関する事」につきましては、先程ご説明しましたとおり、これはもともと「第二調理場の運営及び管理に関する事」で読み取られるということがありますので、これも削除させていただきました。

続きまして、第6条、所長の専決事項ですが、旧の第2号の「学校給食費に係る収入調定に関する事」につきましては、学務課に移管されますので、これを削除しております。

また、文言の整理としまして、旧の第3号の「給食用物資の契約及び購入に関する事」を、第2号の「給食用物資の購入及びその契約に関する事」と変更しております。

続きまして、次のページですが、旧の第4号、「給食費徴収及びその経理に関する事」につきましては、これも徴収につきましては学務課に移管されますので、これを削除しております。

また、第5号の、「1件、」と読点を入れていますが、これを削除、取っております。

そして、旧の第6号、「定例に属し、かつ、軽易な」という言葉で繋げておりますけれども、この文言を整理いたしまして、第4号として「軽易な報告、照会、回答、申請及び通知に関する事」としております。

また、旧の第7号につきましては、今回、学校給食課ということになりますので、部長、教育長という組織の中に入りましたので、この「教育長の決済を受けるべき事務にあてはまらない事項に関する事」というものにつきましては削除させていただいております。

以上で終わります。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

学校給食課ができたので、大分整備されたというふうに思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、伊勢川委員。

伊勢川委員 旧は第1条のところは「規程」となっていて、今度は「規則」となったと。これは統一性とか、そういうことですか。

委員長 所長、お願いします。

学校給食
調理場所長

おっしゃるとおりで、ほかに公民館処務規則、あるいは図書館処務規則というものがあまして、やはり同じような内容ですが、この二課につきましては「規則」という言葉を使っておりました。

もともとこの規程も、「規則」にするか「規程」にするかというところで、当初は、昭和45年ですか、迷ったかもしれませんが、それからずっと「規程」できておりましたんですが、ここでこういう規則の改正がありますので、他課に合わせて「規則」とさせていただきます。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。文言についても。よろしいですか。

それでは、他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第12号議案「稲城市立学校給食共同調理場処務規程の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 第13号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成26年4月1日付組織改正に伴い、事務局を変更し、あわせて所掌事項を整理するため、稲城市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校給食共同調理場所長より説明いたします。

委員長 所長、お願いいたします。

学校給食
調理場所長

それでは、提案理由の詳細説明をさせていただきます。

議案概要説明書と、やはり同じように新旧対照表をご覧ください。

まず、組織改正に伴いまして、運営委員会の事務局が学務課に変更するということとなりますので、その内容を変更し、また、所掌事務の内容が少しわかりづらかったことがありますので、それを整理させていただきました。

第2条の所掌事項ですが、旧では「運営委員会は、稲城市教育委員会の諮問に応じ、稲城市立学校給食共同調理場（以下「給食共同調理場」という。）の運営に関する事項について審議し、これに必要な調査、研究を行う」というふうになっておりました。これだけですと、諮問に応じて色々なことをするだけというふうに読み取れかねないということもありますので、現在でも色々と、諮問に限らず、意見をいただくというようなこともお願いしておりますので、わかりやすく学務課のほうに送りたいということがありましたので、第2条を第1項と第2項に分けまして、まず、諮問に応じ、答申をするということ、また、教育委員会の依頼に応じまして、運営等に関する事項について調査及び研究を行って、委員会に意見を述べさせるという、この2本立てに変更させていただきました。

また、第7条につきましては、この運営委員会の事務局が、今までは共同調理場でしたけれども、教育部学務課に置くということで変更させていただいております。

以上の内容でございます。

平成26年4月1日から、この施行をしたいというふうに考えております。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。

よろしいですか。それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第13号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員長 挙手全員であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 第14号議案「稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成26年4月1日付組織改正に伴い、事務分掌等の変更をするため、稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校給食共同調理場所長より説明いたします。

委員長 所長、お願いいたします。

学校給食
調理場所長

それでは、提案理由の詳細説明をさせていただきます。

これも新旧対照表をご覧ください。

内容的には給食費の返還ですが、旧では、第7条の第2項で「学校長は、前項の請求を受けたときには、給食基本人員変更届により所長に提出するものとする」というふうになっておりました。

今回、給食費の徴収等につきましては学務課のほうにお願いすることになっておりますので、この給食費の返還につきましても学務課が主体的にやっただけことになっているということから、今回の変更をさせていただくことにいたしました。

この変更の内容ですが、「学校長は、前項の請求を受けたときは、給食基本人員変更届を所長に提出し、所長は教育部学務課長に当該届の写しを送付するものとする」という形にさせていただきました。

これは、人員の変更につきましては、調理場も当然、把握してはなりませんし、毎食、学校・クラスに送付する、送る、届いたということがわからなくてはいけませんので、正式な変更届はこれでいただいておりますので、引き続き、調理場としてこれを必要とします。

そして、あわせて、この内容で必要な返還が生じたときの計算などにつきましては、調理場と学務課があわせて計算して、当該の保護者に給食費を返還するという事務であるということになりますので、今回、このような変更とさせていただきます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

ご質問、よろしく申し上げます。

伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員　　今までそういう、給食費というか、お金のことは、作っている調理場のほうから学校とか保護者のほうにいていたんですけれども、今度は一回、ワークショップ置いていくわけですよ。例えば、人数が減ったとか、色々な給食に関することの事務手続きみたいなものが、学務課のほうに一回いくということですよ。そうすると、今までより仕事がちょっと遠回りになっちゃうような形になるので、途中でミスが生じないようにというか、スムーズに行くような方法というか、何か考えていますか。

委員 長　　所長、お願いします。

学校給食
調理場所長

この給食費の返還につきましては、保護者から学校長が請求を受けて、学校長が今までは私ども、給食共同調理場のほうに人員変更届をもって請求します。そして、私どもはその人員変更届に書かれている、その変更、転出ですとか病休だとか、そういうところで日付を確認して、対応できる日数をまず出します。もう既に発注しているものもありますので、5日間の日数を見て、返還するしないということを判断しておりますので、そういうことを、今度、学務課のほうにお願いすることになります。

ただ、その変更届につきましては、先程も申し上げましたけれども、まず、調理場のほうに来ていただかないと、すぐに対応するものもありますので、まずは学校給食共同調理場に、今までどおり、変更届を出していただいて、その変更届の写しを、給食費の返還を行う事務のために、資料として調理場から学務課のほうに写しを送付するというふうに考えるものです。ですから、返還の事務そのものは余りその時間を急ぎませんが、変更の届け出というのは、いつからこの子がいなくなるとか、そういうことがありますので、まず、つくる側の調理場のほうに出していただくと。その写しを学務課のほうに送って、給食費の返還の資料として使ってもらいたいということにします。

調理場ではなく、学務課から回ってくると、少し時間的にはロスがあるかもしれませんが、私どもに今までどおり回ってくる分にはそういうことはない。ただ、私どもからきちんと渡さないと、今度は返還の事務が滞りますので、それはきちんとやっていきたいというふうに思っています。

伊勢川委員　　ありがとうございました。

委員 長　　ありがとうございます。

学校から先に給食共同調理場のほうね。

ほかにはいかがでしょうか。手順をよろしくご理解いただきたいと思います。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第14号議案「稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第18 第16号議案「稲城市文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、平成26年4月1日付組織改正に伴い、稲城市文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。詳細につきましては、文化センター課長より説明いたします。

委員 長 文化センター課長、お願いいたします。

文化センター課長 それでは、第16号議案、稲城市文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明を申し上げます。

議案概要説明書及び議案関係資料の新旧対照表をご覧くださいと存じます。

概要につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、平成26年4月1日付の組織改正に伴い、稲城市文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧くださいと存じます。改定の内容につきましては、同じであります。

まず、第1条で、教育委員会委任条項に基づき行ってまいりました根拠を削除し、「一元的管理運営」を「管理運営」に改めます。これは、市長から教育委員会に委任されておりました、児童館・学童クラブの管理運営に関することにつきまして、組織改正に伴い、市長部局のほうに色々行ったものでございます。

また、老人福祉館の管理運営に関することにつきましても、同施設の廃止に伴い、委任の廃止がありますので、こちらの部分を削除したものでございます。

それから、第2条におきまして、構成施設の根拠条例と施設の名称を改めます。これは老人福祉館が廃止され、新たに生活文化施設やのくちを設置することに伴うものでございます。

それから、第3条におきまして、文化センター内の各施設は、稲城市組織規

則及び稲城市教育委員会事務局処務規則に基づき、それぞれの所管課が管理する旨を規定いたします。

新旧対照表の右側の旧にある第4条から第6条につきまして、文化センターの業務をこれまで一元的に管理運営を行ってきました文化センター課の組織、職の設置及び職員の職責、事務分掌の規程を削除いたします。

1枚おめくりいただきまして、別表で、中央文化センターの項の中で、稲城市立第一児童館及び稲城市第二学童クラブを削ります。この2施設につきましては、中央文化センターの建物とは別の場所にあり、所管課が変更になった後まで文化センター内の組織でいる必要がないことから、中央文化センターの構成施設から削っております。

また、第三文化センターのほうの中におきまして、稲城第三学童クラブについては、現在、存在しておりませんので、この機会に削除します。

あと、付則におきまして、施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

いかがでしょうか。質問ありませんか。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第16号議案「稲城市文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第16号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 第18号議案「稲城市立公民館処務規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成26年4月1日付組織改正に伴い、稲城市立公民館処務規則の一部を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、文化センター課長より説明いたします。

委員長 お願いいたします。

それでは、第18号議案、稲城市立公民館処務規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明を申し上げます。

議案概要説明書及び議案関係資料の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。概要について、説明を申し上げます。

本案は、平成26年4月1日付の組織改正に伴い、稲城市立公民館処務規則の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

第2条に、公民館に置く係について、規定いたします。「公民館の運営に係る業務を行う係を置く」としております。係名は設けておりませんが、公民館を担当する係長を置く予定であるため、このような表現としております。

第3条に、館長は教育部生涯学習課長をもって充てる旨を規定いたします。

第4条に、これまで、庶務係と事業係にそれぞれ規定した事務分掌をまとめ、あわせて文言を整理いたします。担当する事務分掌はこれまでと変更はございません。

第1号から第5号及び第7号は、他の同じような例規と統一の表現とするなどの文言の整理をしております。また、旧の右側の欄の一番下の第9号は、後程出てまいります。第5条の館長専決事項と、また、第6条の準用規定にある内容があることから、そこに含むとして、そちらを削除いたします。

1枚おめくりいただきまして、次のページをご覧ください。

現行の事務分掌の表現、例えば、右側の上から4行目にあります、第1号の中の「婦人」というような表現が適当であるかどうか、現時点で適当であるかどうか、また、第3号というのは視聴覚機材についての事務分掌についてですが、視聴覚機材の利用が今はほとんどない状況である中で、事務分掌として列記すべきかどうか、また、他の業務とのバランスはどうかなどを勘案いたしまして、稲城市立公民館条例施行規則第2条により公民館の事業を規定していただきまして、その表現にならい、第9号から第12号に文言を整理しております。また、庁用車の管理ですとか、広報に関する事など、事務分掌としては明示規程がなくとも担う業務につきましては、左側の第13号に「その他公民館の運営に関する事」としてまとめております。

それから、第5条につきましてですが、他の当市の例規と同一の表現とするなど、文言の整理を行っております。

付則におきまして、施行期日を平成26年4月1日としています。

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

よろしいでしょうか。質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

す。

これより第18号議案「稲城市立公民館処務規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第21 第19号議案「稲城市立図書館処務規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、平成26年4月1日付組織改正に伴い、稲城市立図書館処務規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、図書館長より説明いたします。

委員 長 図書館長、お願いいたします。

図書館長 議案第19号、稲城市立図書館処務規則の一部を改正する規則でございます。本案は、平成26年4月1日付組織改正に伴い、市立図書館処務規則の一部を改正するものでございます。

議案書の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

こちらのほうの新旧でございますけれども、旧のほうにつきましては「図書館に館長を置く」という規定になっておりましたけれども、新では「図書館に館長を置き、教育部図書館課長をもって充てる」というふうに改正させていただきました。

第4条につきましては、処務規程の事務分掌の庶務係のほうで文言の整理をさせていただいております。第1号については「公印の保管」を「管理」に、第4号につきましては「施設、設備の維持管理に関すること」を「図書館の維持管理に関すること」と。

以上の改正をこの平成26年4月1日から施行したいと考えております。

以上です。

委員 長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

よろしいですか。文言等、同じような内容ですけれども。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第19号議案「稲城市立図書館処務規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第22 第20号議案「稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成26年4月1日付組織改正に伴い、稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、図書館長より説明いたします。

委員長 図書館長、お願いいたします。

図書館長 では、第20号議案、稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本案は、平成26年4月1日付組織改正に伴い、稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正するものでございます。

議案書の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

第5条について改正するものでございまして、旧の「協議会の庶務は、図書館において処理する」という文言につきまして、「協議会の庶務は、教育部図書館課において処理する」というふうに改正させていただきたいと思っております。

この規則は、平成26年4月1日から施行いたしたいと考えております。

以上でございます。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

「教育部図書館課において処理する」というふうなことですな。

よろしいですか。質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第20号議案「稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決いたしました。
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後4時50分閉会)